

## 美里町「地域おこし協力隊」募集要項

### 1. 業務概要（活動内容）

次に示す重点業務を主たる業務として活動していただきます。

また、一般業務で示す業務も、住民及び隊員のニーズにより活動をしていただきます。

なお、各隊員の具体的業務は、委嘱後に各隊員との協議により調整します。

#### 【重点業務】

##### （1）自伐型林業

町では、本町の山林資源と林業に意欲的な人材を掘り起こし、林業による地域就業の拡大と地域林業の再生、森林の再生につなげるため、自伐型林業の定着を目指した取り組みを行い、自伐型林業に従事していただく方を募集します。

##### （2）活動内容

森林整備と各種研修会を通じ、3年間で技術習得や森林経営の基礎を身に付け、自伐型林業として自立することを目的とし活動に取り組んでいただきます。

また、林業以外の仕事を兼業し安定した生計維持を可能とするための活動にも取り組んでいただきます。

- ① 自伐型林業の実践、普及活動
- ② 林業振興に関する活動全般
- ③ 半林半Xに向けた取組への活動
- ④ 上記活動に伴う情報発信

#### 【一般業務】

##### （1）地域おこしの支援

##### （2）地域自主組織及び地域づくり団体等との連携・協力

##### （3）地域活動への参画

##### （4）その他目的達成に資する活動

具体的な活動として、次のような業務を想定しています。

- ・集落の地域おこし活動の支援・掘り起し
- ・集落活動（集落の祭りなど）の支援
- ・鳥獣被害対策の支援
- ・隊員の委嘱期間終了後の自立のための起業 など

### 2. 募集対象

（1）令和4年（2022年）4月1日現在、概ね20歳以上の方（性別は問いません）

（2）三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に居住しており、委嘱後に、美里町へ生活の拠点を移し住民票を異動することができる方

（3）委嘱期間終了後に美里町に定住する意思のある方

（4）過疎地域等の振興に意欲があり、地域住民との親交を深める意志のある方

（5）心身共に健康で、誠実に活動を行なうことができる方

(6) 普通自動車運転免許証を有する方

(7) パソコンの一般的な操作（オフィスソフト操作、インターネットの利用など）ができる方

※「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは次に示す条件不利地域（区域）に該当しない地域です。ただし、他の市町村において地域おこし協力隊員であった方で同一地域における活動 2 年以上、かつ、解嘱 1 年以内の方は、条件不利地域からも対象とします。詳しくはお問い合わせください。

○募集対象に該当しない「条件不利地域（区域）」とは次の地域（区域）です。

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域
- ・ 山村振興法による振興山村
- ・ 離島振興法による離島振興対策実施地域
- ・ 半島振興法による半島対策実施地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- ・ 沖縄振興特別措置法に規定する沖縄の市町村

### 3. 募集人数

(1) 自伐型林業 3名

### 4. 活動地

美里町全域（美里町役場砥用庁舎内に事務局（林務観光課）があります。）

### 5. 活動時間等

	内 容
活動日	月、火、水、木、金曜日（土、日曜、祝祭日は休み）
活動時間	1日あたり7時間45分（午前8時30分から午後5時15分まで）

※時間外活動が必要な場合は、活動時間の振替により調整することとなります。

### 6. 雇用形態・期間

(1) 地域おこし協力隊員として町が委嘱します。（町との雇用契約は存在しません。）

(2) 委嘱時期は最終選考を実施した翌月を予定しています。

なお、委嘱時期については相談のうえ調整します。

(3) 初年度の委嘱期間は、委嘱の日から一年間とします。

※委嘱期間は、年度毎に勤務実績や活動内容等を踏まえ、最長3年間まで更新することができます。

### 7. 報償費 月額 233,333円

### 8. 待遇・福利厚生

(1) 雇用保険には加入しません。

また、健康保険料及び年金保険料は自己負担となります。

- (2) 住居の借り上げ、活動用車両の購入もしくは借り上げなどは、個人で準備する必要がありますが、町で紹介などの支援を行うことができますのでご相談ください。(各個人の要望に沿えない場合もありますのでご了承ください。)
- (3) 住居、活動用車両の借り上げ料、燃料費、消耗品などのような活動に要する経費は、報償費とは別に予算の範囲内で活動助成金を交付します。  
一般的に生活に必要な経費とみなされるものや、住居に係る敷金や礼金は自己負担とします。

## 9. 応募手続き

委嘱人数（合格者）が応募人数に達した時点で応募受付を終了します。  
予めご了承ください。

### (1) 受付期間

令和4年6月3日（金）～令和4年10月28日（金）まで

### (2) 提出方法

直接持参いただくか、郵送でも応募できます。

※郵送の場合は、簡易書留扱いにて受付期間内必着とします。

### (3) 受付場所（郵送先）・問い合わせ

〒861 - 4732

熊本県下益城郡美里町三和 420 番地

美里町役場砥用庁舎 林務観光課林務係

電話 0964-47-1111（代表）

Eメール [rinmu@misato.kumamoto.jp](mailto:rinmu@misato.kumamoto.jp)

※受付やお問合せは土・日・祝祭日を除き午前8時30分から午後5時15分まで

### (4) 提出書類

- ① 美里町地域おこし協力隊応募用紙（様式1）
- ② 住民票抄本（住所、氏名、生年月日、性別がわかるもの）
- ③ 運転免許証の写し、その他資格等を証明できる書類の写し
- ④ 以前、他の市町村において地域おこし協力隊員であった方は、地域おこし協力隊であったことを証明できる書類（当該市町村から交付された委嘱状や辞令等）の写し  
※様式1は、町ホームページよりダウンロードできます。

## 10. 選考方法

### (1) 第一次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第二次選考（最終選考）

第一次選考合格者を対象に、美里町において面接試験を行います。

日時や場所は、第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

※第二次選考会場までの交通費等の経費は自己負担になります。

(3) 第二次選考（最終選考）結果の報告

最終選考の結果は、第二次選考終了後速やかに受験者全員に文書で通知します。

※選考の経過・結果の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

※美里町への転入の手続きは、必ず委嘱の日以降に行ってください。

それ以前の住所変更は応募要件を満たさず、採用取消しとなる場合があります。